

「半農半 X」実証拡大事業（横手市）業務委託 企画提案競技審査会実施要領

（目的）

第 1 条 「半農半 X」実証拡大事業（横手市）業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

（組織及び運営）

第 2 条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。

2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長をもって充てる。

3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。

4 審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

（会議）

第 3 条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。

3 審査会は、審査員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催する。

4 審査会の会議は、非公開とする。

（審査方法）

第 4 条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等及び審査会におけるプレゼンテーションについて、別記審査基準に基づき審査を実施し、その総得点が次条に定める基準点に達した者のうち、総得点が高い順に順位を付け、上位 1 者を委託候補者とする。

2 総得点が最も高い者が複数となった場合は、配点の高いⅡの合計点が高い順に順位を付ける。

なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により順位を付ける。

（基準点）

第 5 条 基準点は、各審査員の得点を合計した総得点満点の 5 割とする。

（その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表１のとおりとする。
- 2 表１の各審査項目について、表２により評点を付ける。
- 3 2の評点に表１の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 4 提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点に加点し、その評価基準は表３による。
- 5 3及び4の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表１ 審査項目及び係数

審 査 項 目		係数	得点
I	業務を実施する上での全体的なコンセプトや考え方等		
	○事業の趣旨や目的等を理解した提案となっているか。	3	15
II	半農半X体験について		
	(a) 体験参加者		
	○効果や課題の把握が期待できるターゲットとなっているか。 ○募集方法が効率的、効果的で工夫が見られるか。	2	10
	(b) 宿泊・滞在施設		
	○農林漁業の従事場所への移動や通信環境に支障が無く、長期滞在にも配慮した宿泊・滞在施設が確保される提案となっているか。	1	5
	(c) 受入農林漁業者等と体験参加者とのマッチング		
	○関係機関や地域と連携した体制となっているか。 ○受入時期や作業内容等について農林漁業者の要望が反映されているか。またマッチング方法について具体的な提案があるか。	2	10
	(d) 体験参加者及び受入農林漁業者等への適切なフォローの実施		
	○両者の満足度を高められる提案となっているか。	1	5
	(e) 半農半X体験の効果的な実施等に資する提案		
	○上記のほか、体験に関する独自の提案があるか。	1	5
III	モニター調査について		
	○課題やニーズの把握に資する効果的な調査方法が提案されているか。	2	10
IV	情報発信について		
	○効果的な方法が具体的に提案されているか。	2	10
V	その他		
	○上記ⅡからⅣ以外で体験と併せ行う企画や、特徴的な取組、工夫が見られるか。提案者の熱意のある提案か。 ○地域と参加者のつながりやその後の展開が期待できるか。	2	10
VI	業務実施体制及び業務スケジュールについて		
	○業務を遂行する上で、十分な実施体制をとっているか。 ○業務スケジュールは妥当な内容となっているか。	1	5
VII	事業費の妥当性		
	○事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。	1	5
合 計			90

表２ 評点

評 点	5	4	3	2	1
評 価	非常に 優れている	優れている	標準 (要求を最低 限満たす)	劣っている	非常に 劣っている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計は90点満点とする。

表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定 ・届出	従業員数100人以 下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5
			次世代法 ※2	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認 定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。